

入札参加資格制限措置の概要

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	新明和工業株式会社 （代表取締役 五十嵐 龍之）
住 所	兵庫県宝塚市新明和町1番1号

2 措置期間

令和7年5月23日から令和7年11月22日まで（6か月）

※本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第5条の2及び第4条第3項を適用。

3 事実概要

特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法違反があったとして、令和7年3月24日に公正取引委員会より、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問い合わせ先
喜多方市総務部財政課 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2 電話 0241-24-5279